安城市農業委員会議事録（農地・農振合同部会）

日　　時	平成２７年２月２３日（月） 開会　午後２時３５分 閉会　午後２時５０分
会　　場	第１０会議室
委員会を構成する委員数	法第７条による委員数　２６名 法第１２条による委員数　７名
出席委員数	法第７条による委員数　２５名 法第１２条による委員数　６名
欠席委員	２４　沓名　正夫　委員　　２５　近藤　正広　委員
議長	会長　中田　晴久
事務局	犬塚事務局長、杉浦事務局課長、早川課長補佐、 川口主査、佐伯主査、石原主事、宇波主事
議事録署名者	１０　都築　直之　委員　２７　山口　実　委員

会議の記録

午後２時３５分、中田晴久会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名
議事録署名者　１０　都築　直之　委員　２７　山口　実　委員
また、欠席者は、２４　沓名　正夫　委員　　２５　近藤　正広　委員　と報告

続いて、議長は協議事項に従い、下記の通り議案を上程

１　農業委員会委員選挙人名簿の登録者数について（資料１）

上記議題について、早川課長補佐から次のとおり説明があった。

よろしくお願いします。
１ページをご覧ください。農業委員会委員選挙人名簿の登録者数についてご説明します。
市町村の選挙管理委員会は、農業委員会等に関する法律第８条第１項に規定する者の申請に基づき、毎年１月１日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければなりません。
取りまとめた結果でございますが、基準農業者数は第１選挙区が４３０戸、第２が３９８戸、第３が３９１戸、第４は５１８戸、第５は５２４戸となりました。有権者数につきましては、第１選挙区が８７８人、第２が７９１人、第３が７９４人、第４が９９０人、第５が１，０８９人です。農地面積につきましては、小数点第１位を四捨五入しますと第１選挙区が６３９ｈａ、第２が５２６ｈａ、
第３が９６３ｈａ、第４が７５５ｈａ、第５が８６６ｈａとなっております。
なお、選挙区の基準につきましては、本市農業員会としては、独自に設置した基準としてすべての選挙区で、農地面積が５００ｈａ以上となることにしておりますが、今回の結果は、この条件を満たしております。
選挙人名簿を２月２３日から１５日間縦覧後、３月３１日に確定・告示され、翌年の３月３０日まで据え置かれます。
２ページにつきましては、町別の登録者数・農地面積の一覧表となっております。
なお、農業委員の皆様のうち２６名の選挙委員様につきましては、全員、選挙人名簿に登載されており、被選挙権の資格があることを確認しております。
この件について、説明は以上となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

２　生産緑地の買取希望者の調査依頼について（資料２）

上記議題について、早川課長補佐から次の通り説明があった。

３ページ資料２をご覧ください。
安城市都市計画課から、調査の依頼が１件ございました。生産緑地法に基づき買取申し出のありました土地について、安城市及び関係機関への照会を行いましたが希望がなかったため、営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。
申出地の所在は桜井駅周辺特定土地区画整理事業地内の１か所２筆で、面積は１，１５１㎡です。買取希望単価は坪単価で７０万円と伺っております。
なお４ページは位置図、５ページは整理図となっており、いずれも斜線の部分となりますのでご覧ください。
来月の農業委員会で買取り希望者の有無をお聞かせ願います。
この件に関しては以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

３　家族経営協定締結式等について（資料３）

上記議題について、早川課長補佐から次の通り説明があった。

６ページ資料３をご覧ください。
農業改良普及課と共催で家族経営協定調印式を３月１３日（金）、午後３時から市役所西会館２階の第３６会議室で開催します。農業委員の皆様には調印式の立会いのご案内をさせていただきます。
今回、家族経営協定を調印されるのは、新規では桜井町の現農業委員であります長谷部　勇様のご家族と更新では福釜町の石川英隆様のご家族の２家族となっています。
また、調印式終了後は講演会を予定してございます。講師は前愛知県立農業大学校副校長の金原節子様です。演題は、「家族経営協定のある暮らし」でございます。ぜひ農業委員の皆様もご聴講いただきますようお願いいたします。
この件に関しては以上です。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

４　賃借料情報の提供について（資料４）

上記議題について、早川課長補佐から次の通り説明があった。

７ページ資料４をご覧ください。
現在、平成２１年１２月１５日付けの改正農地法の施行に伴い標準小作料が廃止され、農地法第５２条に基づき、賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の賃借料を情報提供することになっております。
平成２６年の田の１０ａあたり賃借料については、標準額は１０，０００円、平均額は９，７００円、最高額は１４，０００円、最低額は３，０００円でございます。畑については、取引数が少なく、集計しておりません。集計に用いたデータ数は１，８７３件であり、利用権設定及び農地法第３条での賃借権設定の筆数です。
農地利用集積円滑化団体が定める賃借料は、標準額米１俵相当額（６０キログラム）で平成２６年は１０，０００円を基準とし、ほ場面積等により段階制となっております。また、著しく低額、例えば無償で行う使用貸借契約の場合、あるいは田で施設野菜をする場合等の高額なデータは取り除いております。
また本来は、１月から１２月までの１年間の集計といたしますが、昨年は、１２月に農地中間管理事業により権利設定した賃借料について、今年収穫される米価により金額が決定するため、やむなく今回は１２月分を集計の対象としておりません。したがって、来年の情報提供からはこの１２月分から１１月までの１年間の集計としてとりまとめる予定でございますのでご理解ください。
市ホームページにおきましては、地域における賃借料の目安となるものとしまして、平成２６年の標準額は１０，０００円であることを周知していく予定でございます。
この件につきましての説明は以上となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

５　その他

上記議題について、早川課長補佐から次の通り説明があった。

⑴ 安城市担い手経営塾（資料５）
先ず、⑴安城市担い手経営塾の開催についてですが、８ページ資料５をご覧ください。

３月５日・３月１２日・１９日の毎週木曜日の午後６時から、市文化センター講座室で安城市主催の担い手経営塾を３回開催いたします。農業委員の皆様には、すでに今月の農業委員会開催通知の封筒でご案内させていただきました。今回の経営塾の内容は９ページのとおりです。皆様のなかで、ぜひ参加していただける方がいましたら、今週末となります２月２７日（金）までに参加申込書を事務局へご提出していただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 女性農業委員活動推進シンポジウムについて

続きまして、(2) 女性農業委員活動推進シンポジウムについては、３月３日（火）に東京都台東区で開催されますので、女性農業委員様に出席をしていただきます。

(3) 女性農業者の集いについて

続きまして、(3) 女性農業者の集いについては、３月２０日（木）午後１時３０分から市民会館視聴覚室で女性農業委員様が中心となって開催します。内容は、「農家のための相続税」と題した講演と情報交換会を予定しており、参加者は認定農業者や家族経営協定締結者の家族、農村生活アドバイザー、生活改善グループの方及び県農業改良普及課職員の方となりますのでご承知ください。

(4) 農業委員活動記録簿集計表の提出について（資料６）

続きまして、(4) 農業委員活動記録簿集計表の提出については、１０ページ資料６をご覧ください。

農業委員活動記録は、農業委員が実際に活動していることを証明する資料として重要であります。昨年９月の農業委員会において、活動記録帳と１２ページの月別の農業委員活動記録簿及び１３ページの年度集計表をお渡しました。

そこで９月にお話ししましたとおり、平成２６年度分として昨年７月の改選から農業委員になられた方は、昨年１０月から今年３月までの６か月間分をそれ以外の継続の方は、昨年４月から今年３月までの１年間の活動記録の件数をとりまとめて農業会議へ報告いたします。９月にお渡ししたＡ３用紙の集計表を本日、再度配布しますので、どちらかで次回３月の農業委員会において提出していただきますようお願いします。

(5) 次回予定

最後に(5) 次回予定ですが、通常ですと農業委員会は２２日が休日の場合はその翌日となり３月２３日となりますが、３月２３日は市議会開催中のため、その翌日の２４日（火）にずらさせていただきますのでご注意願います。

よって、３月２４日(火)午後１時３０分から第６会議室で正副部会長会、午後２時３０分から第１０会議室で農地・農振合同部会、午後３時から同じく第１０会議室で農地部会、午後３時３０分から農業振興部会を開催しますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後２時５０分、議長は閉会を宣する。